令和6年度

農村と都市をつなぐ 地域活性化活動補助金

募 集 案 内 (追加募集)

1. 概要

農村部と都市部の交流を図ることにより、様々な地域課題の解決や地域の魅力発信を目指す活動に対し、その経費の一部を補助します。

※追加募集のため、当該補助金にかかる令和6年度の残予算の 範囲内で採否を決定します。

2. 対象者

以下のすべての要件を満たした個人、NPO法人、一般社団法人、 地域団体、任意団体などが対象です。

- ①神戸市内に活動拠点を有すること
- ②地域の活性化に関する活動を企画・実施すること
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

なお、申請できる活動は1申請者につき1つのみです。 令和6年度当初募集で採択された者は、追加募集には申請でき ません。

3. 対象活動

以下の①または②に該当する活動であり、西区内での活動開始後 3年以内の地域課題の解決・魅力向上に資するものが対象です。 なお、都市部と農村部については下記『表1』を目安とします。

- ① 西区の都市部住民と西区の農村部の土地・施設等をつなぐ活動都市部住民が主催または対象である、農村部で行う活動。なお、農地を活用した農体験イベントを実施する場合は、収穫体験のみでなく、土づくりや苗植え体験など、種別の異なる複数回のイベントとします。
- ② <u>西区の農村部住民と西区の都市部の土地・施設等</u>をつなぐ活動 農村部住民が主催または対象である、都市部で行う活動。

上記①、②のいずれも、地域住民の理解と協力が得られる活動とし、翌年度以降も継続的に活動する計画が必要です。また、特定の地区内を対象とした活動(まつり、運動会、清掃活動などの自治会行事など)は対象外です。

《具体例》

- ・都市部住民が対象の、農村の自然を活用した交流イベント
- ・都市部住民による、休耕地での農業体験
- ・農村部住民による、都市部でのマルシェの実施

その他、以下のすべてを満たす必要があります。

- ①飲食が主となる活動でないこと
- ② 営利及び学術研究を主目的とした活動でないこと
- ③宗教的活動または政治的活動でないこと
- ④ 神戸市の総合基本計画等に反するものでないこと
- ⑤ 法令、公序良俗に反するなど、補助対象として適当でない と認められる活動でないこと
- ⑥ 当該補助金の対象となる活動について、神戸市又はその外 郭団体から他の補助または助成を受けていないこと

表 1

| エリア | 都市部 | 農村部 |
|------|---|---------------------------|
| 西神中央 | 全域 | なし |
| 西神南 | 全域 | なし |
| 学園都市 | 全域 | なし |
| 伊川谷 | 有瀬、潤和、長坂の一部、 別府、池上1~3丁目、 ・ 大津和1~3丁目、目 ・ 大津和1~5丁目、 ・ 大津和1~5丁目、 | 伊吹、上脇、小寺、前 開、長坂の一部、布施畑 |
| 櫨 谷 | なし | 全域 |
| 玉 津 | 曙丁子子 5 で 1 で 5 で 1 で 5 で 7 で 1 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7 | 新方の一部、二ツ屋、水谷 |

| 押部谷 | 秋葉台1~3丁目、月が丘 1~7丁目、北山台1~3 丁目、桜ケ丘中町1~6丁 目、桜ケ丘東町1~6丁 目、桜ケ丘東町1~6丁 目、高雄台、富士見が丘1 ~5丁目、続丘1~5丁目 | 押部、木津、近江、木見、木幡、細田、栄、高和、西盛、福住、養田、 |
|-----|--|----------------------------------|
| 平野 | なし | 全域 |
| 神出 | なし | 全域 |
| 岩 岡 | 上新地1~3丁目、大沢1 ~2丁目、福吉台1~2丁 目、竜が岡1~5丁目 | 印路、岩岡、古郷、西脇、野中 |

上表の区分について、ご不明な点があればお問い合わせください。

4. 補助金

(1)補助率・補助上限額 補助対象経費の1/2 (上限 50 万円/件)

(2)補助対象経費

活動に要する直接経費であり、以下のいずれかに該当するもの。 ただし、支出内容が領収書・口座振込通知等で証明できるものに 限ります。

| 費目 | 対象となる経費 |
|---------------|---|
| ① 報 償 費 | 講師やアドバイザー等への謝金。 ※申請者やその構成員(以下「申請者等」という。)に対して支払われるものについては対象となりません。 |
| ②役務費 | 郵送料、広告料等 |
| ③委託費 | 会場の設営や広報物作成等の業者委託に要する経費※外部発注については、活動の大半を外部に委ねるものは認められません。 |
| ④ 使用料 | 活動時に必要な会場使用料や機材等の賃借等に要する経費 |
| ⑤ 備品· 消耗品費 | チラシやアンケート等の印刷費,材料費,資材等の購入にかかる経費 ※ただし、単価上限50,000円(税込)です。 |

| | ボランティアの保険料などに要する経費 |
|------|---|
| ⑥保険料 | ※イベント等を実施する際は、傷害保険等の加入を 原則とします。 |
| | 講師やボランティア等への交通費 |
| ⑦旅費 | ※公共交通機関の利用を基本とし、合理的な経路であるかの確認を行います。タクシーや高速道路等の利用も対象ですが、必要となる理由と領収書が必要 |
| | です。 |

※飲食費は原則対象外ですが、活動内容に調理が含まれ、市として 必要と認めた場合、食材費については対象とします。お弁当や飲料、お菓子など購入してそのまま提供するものや、調理したもの であっても構成員やスタッフだけで消費するものは対象外です。

※その他、補助対象経費についてご不明の点があればお問い合わせください。

5. 補助対象活動の実施期間

下記の期間内に実施する活動を補助対象とします。

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

- ※追加募集のため、少なくとも補助対象活動の一部を令和6年10月 以降に実施することを要件とします。
- ※令和6年9月以前に実施した活動も補助対象として申請する場合は、当初募集ではなく追加募集時の申請となった理由を記した書面(様式自由)を下記6(2)で定める提出書類に追加し提出してください。

6. 補助の申請

(1)補助申請期間

令和6年9月2日(月)から令和6年9月27日(金)まで

(2)提出書類

西区ホームページからダウンロードし、ご提出ください。

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ②活動計画書、又はこれに代わる書類
- ③収支予算書、又はこれに代わる書類
- ④申請者概要、又はこれに代わる書類

《ダウンロードURL》

https://www.city.kobe.lg.jp/k25836/kuyakusho/nishiku/kekaku/chiiki/joho/farmcity.html

(3)提出先

西区総務部地域協働課まで、メールでご提出ください。 E-mail west@office.city.kobe.lg.jp

7. 審査

(1)一次審査【要件審査】

提出いただいた申請書類から、補助金要綱第5条に基づき、補助対象となる申請者や活動であるかの確認をします。審査結果はメールもしくは書面にて通知します。

一次審査を通過された団体には、二次審査の詳細についても併せてご案内します。

(2) 二次審査【企画提案会の実施】

実施予定日 令和6年10月7日(月)午後 実施場所 西区役所5階

補助金要綱第6条に基づき企画提案会を実施し、申請書の内容を基に、活動の企画内容などについてご説明いただきます。審査にあたっては、活動の公益性・計画性・先駆性・効果・将来性を総合的に審査します。

開催日時、場所など、詳細については 一次審査を通過された申請者に対し、一次審査の結果と併せてお知らせします。

(3)審査結果

審査結果については、10月中旬にお知らせする予定です。

8. 補助金の流れ

- ① 審査の結果、補助対象活動に決定した場合、補助金交付決定通知書を送付します。
- ② 事業完了後、事業完了日の<u>5日以内</u>に以下の報告書を提出して ください。
 - 補助事業実績報告書(様式第9号)
 - ・事業の実施状況がわかる書類
 - ・補助事業に係る収支決算書
 - ・事業に要した費用を証する書類
- ③ ②の書類の確認を行い、補助額を確定します。確定後、補助金の支払いを行います。

9. 書類提出・問合せ先

T 651-2295

神戸市西区糀台5丁目4-1

西区総務部地域協働課

E-mail west@office.city.kobe.lg.jp

電話 078-940-9501